

最終化されたバーゼル委員会による気候関連金融リスクの開示 ー各法域に適用が委ねられた自発的な枠組みー

小立 敬

■ 要 約 ■

1. バーゼル委員会は2025年6月、気候関連金融リスクに関する開示の枠組みを最終化させた。2023年11月のバーゼル委員会による市中協議文書では、バーゼルⅢの枠組みの中で開示を通じて市場規律を促す「第三の柱（Pillar3）」として位置づけられていたが、最終化された枠組みは、各法域が適用の要否を判断する自発的な開示の枠組みとして位置づけられている。
2. 気候関連金融リスクの開示が第三の柱から後退した背景として、トランプ政権誕生後の米国が気候関連の取組みを完全に撤回するようバーゼル委員会に圧力をかけたことが指摘されている。また、気候関連金融リスクの複雑さや気候関連金融リスクの変化する性質に起因する課題も指摘されてきた。
3. バーゼル委員会によって最終化された気候関連金融リスクの開示の枠組みについては、特に欧米において導入される見込みが低いことが想定される。今後、金融庁が気候変動リスクの開示を巡る海外の状況を受けて、国内適用の要否についてどのような判断を下すのかが注目される。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・小立敬「バーゼル委員会による気候関連金融リスク開示の提案ー第三の柱の下での銀行固有の開示ー」『野村サステナビリティクォーターリー』2024年冬号。
- ・中瀬裕也（日本証券業協会 国際規制調査室長）「バーゼル委員会市中協議文書に対する日本証券業協会の意見書ー気候関連金融リスク開示提案ー」『野村サステナビリティクォーターリー』2024年春号。

I 気候関連金融リスク開示の枠組みの最終化

バーゼル銀行監督委員会（BCBS、以下、「バーゼル委員会」）は、2025年6月13日に最終化した気候関連金融リスク（climate-related financial risk）の開示の枠組みを公表した¹（以下、「最終文書」）。バーゼル委員会は2023年11月に気候関連金融リスクの開示に関する市中協議文書を公表しており、銀行勘定の気候関連金融リスクの開示フォーマット（定性的情報に関するテーブル、定量的情報に関するテンプレート）を提案していた²。市中協議文書において気候関連金融リスクの開示は、バーゼルⅢの枠組みの中で、開示を通じて市場規律を促す「第三の柱（Pillar3）」として位置づけられていた。

最終文書の最大の特徴は、バーゼル委員会のメンバー法域で共通に導入される第三の柱ではなく、各法域が適用の可否を判断する自発的な開示の枠組みとして位置づけられた点である。最終文書においてバーゼル委員会は、当該枠組みは任意のものであって、適用は各法域の裁量に委ねられる旨を述べている。

気候関連金融リスクについてバーゼル委員会は、2023～24年作業プログラムにおいて戦略的課題として掲げており、その開示についてはサステナビリティ情報開示の国際的な基準策定団体である国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）と連携しながら、ISSBのイニシアティブを補完する第三の柱とすることを目指していた³。気候関連金融リスクの開示が第三の柱から後退した背景には、トランプ政権下の米国が気候関連の取組みを完全に撤回するようバーゼル委員会に対して圧力をかけたことが指摘されている⁴。

一方、先般公表された最終文書では、市中協議文書からの変更として開示フォーマット（テーブル、テンプレート）について次のような修正も行われている。

- 資本市場業務に関連する排出量を表す「ファシリテイティッド・エミッション（facilitated emission）」のテンプレート（CRFR5）を削除
- 市中協議文書は、テンプレート（CRFR1、CRFR4を含む）で「予測（forecast）」を含む銀行によるフォーワードルッキングな情報の記述を要求していたものの、最終文書は、該当する場合かつ利用可能な場合に、銀行が気候関連金融リスク・エクスポージャーを計測・管理するために設定する、一般に開示されている特定の実現可能な「目標（target）」に変更
- 定性的な情報を記載するテーブル（CRFRA、CRFRB）がより明確化され、特に、銀行が重要な気候関連金融リスクを管理するためのプロセスや方針の開示に焦点が当てられるよう修正

¹ BCBS, “A framework for the voluntary disclosure of climate-related financial risks,” June 13, 2025.

² BCBS, “Disclosure of climate-related financial risks,” Consultative document, November 29, 2023. 開示フォーマットを含む市中協議文書の概要については、小立敬「バーゼル委員会による気候関連金融リスク開示の提案—第三の柱の下での銀行固有の開示—」『野村サステナビリティクォーターリー』2024年冬号を参照。

³ BCBS, “Basel Committee work programme and strategic priorities for 2023/24.”

⁴ Moriah Costa, “Basel Committee releases voluntary climate risk disclosures despite US backlash,” Green Central Banking, June 20, 2025.

図表 1 気候関連金融リスクの開示フォーマットの種類

テーブルCRFRA: 気候関連金融リスクに関する定性的情報 — ガバナンス、戦略、リスク管理
重要な気候関連金融リスクを監視、管理、監督するためのガバナンス・プロセス、統制および手続に関する説明。特定された気候関連金融リスクが銀行のビジネスモデル、戦略、意思決定にどのように影響するかを含む
テーブルCRFRB: 気候関連金融リスクに関する定性的情報 — 移行リスク、物理的リスク、集中リスク
銀行が気候関連の金融リスクを監視、管理、監督するためのガバナンス・プロセス、統制および手続に関する説明
テンプレートCRFR1: 移行リスク — セクター別のエクスポージャーおよびファイナンス・エミッション
銀行のセクター別の総簿価の概要とそれに関連するファイナンス・エミッション、信用の質、マジュリティ・ラダーの説明。セクター別オフバランスシート項目の補足情報も記載
テンプレートCRFR2: 物理的リスク — 物理的リスクの対象となるエクスポージャー
慢性的、急性的イベントを含む物理的リスクの対象となる銀行の総簿価の概要について、物理的リスクが及ぶ地理的地域または場所ごとに提供
テンプレートCRFR3: 移行リスク — エネルギー効率レベル別のモーゲージ・ポートフォリオの不動産エクスポージャー
裏付け資産のエネルギー効率レベル別に銀行の総簿価を分類して提供
テンプレートCRFR4: 移行リスク — 物理的産出量当たりの排出原単位
銀行が目標設定しているセクターにおける物理的産出量当たりのファイナンス・エミッション強度に関する情報

(出所) 最終文書より野村資本市場研究所作成

なお、最終文書に規定された気候関連金融リスクの開示フォーマットは、図表 1 の通りである。テーブルおよびテンプレートについてバーゼル委員会は、各法域の監督当局から要求があった場合にのみ義務になると述べている。

II 気候関連金融リスクの開示における論点と今後の留意点

気候関連金融リスクの開示についてバーゼル委員会は、バーゼルⅢの枠組みにおいて、国際的に共通に導入される第三の柱とすることを目標としてきた一方、気候変動に関する取組みを反故にしようとする米国の圧力に加え、気候関連金融リスクの複雑さや気候関連金融リスクの変化する性質に起因する開示上の課題も指摘されてきた。

例えば、バーゼル委員会の開示の枠組みにおいては物理的リスクの開示について地域別エクスポージャーの開示を求めているが、物理的地域や場所の判定に関する具体的な指針がないことから、各法域間のデータの比較可能性が損なわれているとの懸念が指摘されている⁵。

また、最終文書でテンプレートが削除されたことが示唆するように、資本市場サービスおよび金融アドバイザー・サービスの提供に伴う排出量であるファシリテティッド・エミッションを開示することに対する批判がある。

ファシリテティッド・エミッションの開示について国際的な金融サービスの業界団体である国際金融協会（IIF）は、ISSB による気候関連開示の修正を図る公開草案に対するパブリック・コメントの中で、投資家の意思決定に資する情報を提供するかどうかは明確

⁵ PWC, “Navigating the Path to Standardised ESG Disclosures in Banking: Challenges, Implications, and the Road Ahead,” February 13, 2024.

ではなく、ファシリテティッド・エミッションの値が重要な気候関連金融リスクの指標として信頼できるものではないとの認識を示している⁶。

こうした中、日本証券業協会もファシリテティッド・エミッションについて、①金融機関の健全性を脅かす財務リスクを起点にした開示にする必要があること、②資本市場業務や金融アドバイザリー業務等の明確化の必要性とともに、その概念にも課題があること、③資本市場の仲介機能に対して意図しない悪影響をもたらす可能性があることを指摘するパブリック・コメントをバーゼル委員会に提出していた⁷。

一方、最終化された気候関連金融リスクの自発的な開示の枠組みに関しては、特に欧米において適用される見込みが低いことが予想される。

まず、第2次トランプ政権の誕生を受けて、米国当局が気候変動対策を後退させていることが指摘できる。代表的な動きとして、連邦準備制度理事会（FRB）は政権交代前の2025年1月に、気候変動リスクに関する中央銀行および監督当局のネットワークであるNGFS（Network of Central Banks and Supervisors for Greening the Financial System）を脱退しており⁸、FRBの銀行監督・規制において気候変動リスクに対応する取組みの優先順位を後退させている。

また、証券取引委員会（SEC）は2024年3月に、上場企業を対象とする気候関連開示に関する規則を最終化した⁹。しかしながら、最終規則に対して賛成と反対の立場からそれぞれ訴訟が起こされた結果、第5巡回区控訴裁判所が最終規則を一時停止する行政処分を認める判決を下したことから、SECは2024年4月に、最終規則の適用を停止している¹⁰。さらに、トランプ政権下の2025年3月には、気候関連リスクおよび温室効果ガス排出量の開示を義務づける規則について、訴訟においてSECとして擁護することをやめる旨を公表している¹¹。

このような気候変動リスクに対応する米国当局の姿勢を踏まえると、銀行規制・監督を担うFRBを含む連邦銀行当局が、バーゼル委員会による気候関連金融リスクの自発的な開示の枠組みを受入れる可能性は低いと判断することが妥当であろう。

また、欧州連合（EU）では、2022年11月に、バーゼルⅢの枠組みの下で気候リスクを含む環境（E）、社会的（S）、ガバナンス（G）に関連するリスクの統合的開示を求める枠組みが整備されており、気候変動リスク（移行リスク、物理的リスク）を含むESGリスクの開示フォーマットも具体的に規定されている¹²。一方、英国では、健全性規制機構

⁶ IIF, “IIF Response to ISSB Consultation on GHG Disclosures,” July 1, 2025.

⁷ JSDA, “Consultation Response: Basel Committee on Banking Supervision - “Disclosure of climate-related financial risks,” March 8, 2024.（仮訳：日本証券業協会「バーゼル銀行監督委員会市中協議文書『気候関連金融リスクの開示（市中協議文書）』に対する意見について」2024年3月8日）

⁸ FRB, “Federal Reserve Board announces it has withdrawn from the Network of Central Banks and Supervisors for Greening the Financial System (NGFS),” Press Release, January 17, 2025.

⁹ “The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors,” 89 FR 21668, March 28, 2024.

¹⁰ SEC, “Order Issuing Stay: In the Matter of the Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors,” File No. S7-10-22, April 4, 2024.

¹¹ SEC, “SEC Votes to End Defense of Climate Disclosure Rules,” Press Release, March 27, 2025.

¹² Commission Implementing Regulation (EU) 2022/2453.

（PRA）の監督指針（SS3/19）の下で、監督上の期待を踏まえた上で、金融機関が必要と判断した気候関連金融リスクを開示するという枠組みが適用されている¹³。

このような EU や英国の既存の開示の枠組みについて、バーゼル委員会の開示の枠組みとの整合性を確保させるためには、既存の規定を修正する必要がある。もっとも、気候関連金融リスクの開示については自発的な枠組みであることから、バーゼル委員会による整合性評価プログラム（RCAP）の対象とはならない。そのため、開示の要件をバーゼル基準に修正するインセンティブがなく、EU や英国があえて規定の修正を行わない可能性があることが指摘されている¹⁴。

バーゼル委員会が最終化させた気候関連金融リスクの開示の枠組みについては、各法域の裁量に適用が委ねられたことから、金融庁が今後、気候関連金融リスクの開示に関する海外の適用状況を受けて、日本国内の適用の可否についてどのような判断を行うのか注目される。

¹³ PRA, “Enhancing banks’ and insurers’ approaches to managing the financial risks from climate change,” Supervisory Statement, SS3/19, November 2024.

¹⁴ Matthew Bisanz and Musonda Kapotwe, “Out with a whimper: BCBS publishes climate disclosure framework,” Mayer Brown, June 20, 2025.